

第8回 小児がん拠点病院の指定に関する検討会 議事次第

日 時:平成31年2月7日(木) 13:00~15:30

場 所:厚生労働省 専用第21会議室(17階)

1 開 会

2 議 題

- (1) 病院からのヒアリング(非公開)
- (2) 小児がん拠点病院の選定について(公開)
- (3) その他(公開)

【資料】

資料1 「小児がん拠点病院の指定に関する検討会」開催要綱

資料2 小児がん拠点病院のこれまでの経緯

資料3 小児がん拠点病院の選定の方針について

資料4 小児がん拠点病院 評価結果

参考資料1 小児がん拠点病院等の指定要件の見直しに関する報告書(平成30年7月31日)

参考資料2 小児がん拠点病院等の整備について(平成30年7月31日健発0731第2号)

「小児がん拠点病院の指定に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

小児がんは、我が国では年間に 2000 人から 2500 人が発症するとされているが、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指して、平成 25 年(2013 年) 2 月に、全国に 15 か所の小児がん拠点病院、平成 26 年(2014 年) 2 月には、2 か所の小児がん中央機関を整備し、小児がん診療の一定程度の集約化と小児がん拠点病院を中心としたネットワークによる診療体制の構築を進めてきた。

その後、がん種に応じた診療体制の整備や、A Y A 世代で発症するがんへの対応等、個々のがん患者の状況に応じて対応できるよう、情報提供、支援体制及び診療体制の整備等の必要性が指摘されており、第 3 期のがん対策推進基本計画（平成 30 年（2018 年）3 月閣議決定）においても取組を進めることとされている。

そのような背景を踏まえ、本検討会では、「小児・A Y A 世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会」において、平成 30 年（2018 年）7 月にとりまとめられた「小児がん拠点病院の指定要件の見直しに関する報告書」を踏まえて策定された「小児がん拠点病院等の整備について」（平成 30 年（2018 年）7 月 31 日健発 0731 第 2 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、申請のあった医療機関について、小児がん拠点病院の指定のための検討を行う。

2. 検討事項

「小児がん拠点病院の整備について」に示す指定要件の充足度及び小児がん拠点病院の適切な運営を行うために必要な内容等。

3. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、健康局がん・疾病対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。

小児がん拠点病院の指定に関する検討会 構成員名簿

あまの しんすけ
天野 慎介

一般社団法人グループ・ネクサス・ジャパン 理事長

おがわ ちとせ
小川 千登世

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院小児腫瘍
科長

おの しげる
小野 滋

自治医科大学小児外科 教授

おまた ともこ
小俣 智子

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授

こば あい
木庭 愛

茨城県保健福祉部長

なかがま ひとし
中金 斉

国立研究開発法人国立がん研究センター 理事長

にしかわ りょう
西川 亮

埼玉医科大学国際医療センター脳脊髄腫瘍科 教授

はとり ゆたか
羽鳥 裕

公益社団法人日本医師会 常任理事

はら よしひと
原 義人

青梅市立総合病院 病院事業管理者

ますもと だいすけ
舂本 大輔

小児がん経験者の会WISH 代表

(五十音 順敬称略)

小児がん拠点病院のこれまでの経緯について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

1

小児がん対策のこれまでの経緯 ※ ○数字は以降の資料番号	
平成24年5月-6月	小児がん医療・支援のあり方に関する検討会(計3回)開催
平成24年6月	第2期がん対策推進基本計画閣議決定 ・重点的に取り組むべき課題に「働く世代や小児へのがん対策の充実」 ・分野別施策に「小児がん」を追加
平成24年9月	小児がん医療・支援のあり方に関する検討会 報告書とりまとめ
平成24年11月-平成25年1月	小児がん拠点病院の指定に関する検討会(計4回開催)
平成25年2月	小児がん拠点病院選定(15施設)
平成25年12月	小児がん拠点病院の指定に関する検討会開催 ・小児がん中央機関について ・小児がん医療・支援に係る計画書等について
平成26年2月	小児がん中央機関選定(2施設)
平成26年7月	小児がん拠点病院の指定に関する検討会開催 ・小児がん拠点病院等指定後の整備状況にかかるヒアリング実施
平成26年10月	小児がん拠点病院等指定後の整備状況にかかるヒアリング結果公表
平成27年6月	「がん対策推進基本計画中間評価報告書」のとりまとめ
平成27年12月	「がん対策加速化プラン」策定
平成30年4月	小児・AYA世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会 報告書とりまとめ
平成30年3月	第3期がん対策推進基本計画閣議決定
平成30年7月	新たな小児がん拠点病院等の整備に関する指針を公表

2

小児がん拠点病院

(平成25年2月指定)

● 小児がん拠点病院
全国に15箇所配置



3

小児がん中央機関と小児がん拠点病院の整備

平成25年12月19日 第5回小児がん拠点病院の指定に関する検討会資料1より一部改変

アドバイザー・ボード

小児がん中央機関

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援の向上に関する体制整備 (小児用カリキュラム開発)
- 情報提供
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成(医師、看護師、心理士等)
- ◎連絡協議会事務局

国立がん研究センター

- ◎情報提供
- 小児がんの登録体制の整備 (院内がん登録実施支援)
- 人材育成 (がん専門相談員 基礎研修、院内がん登録実務者)

平成26年2月指定

連絡協議会

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

小児がん拠点病院

地域小児がん医療提供体制協議会

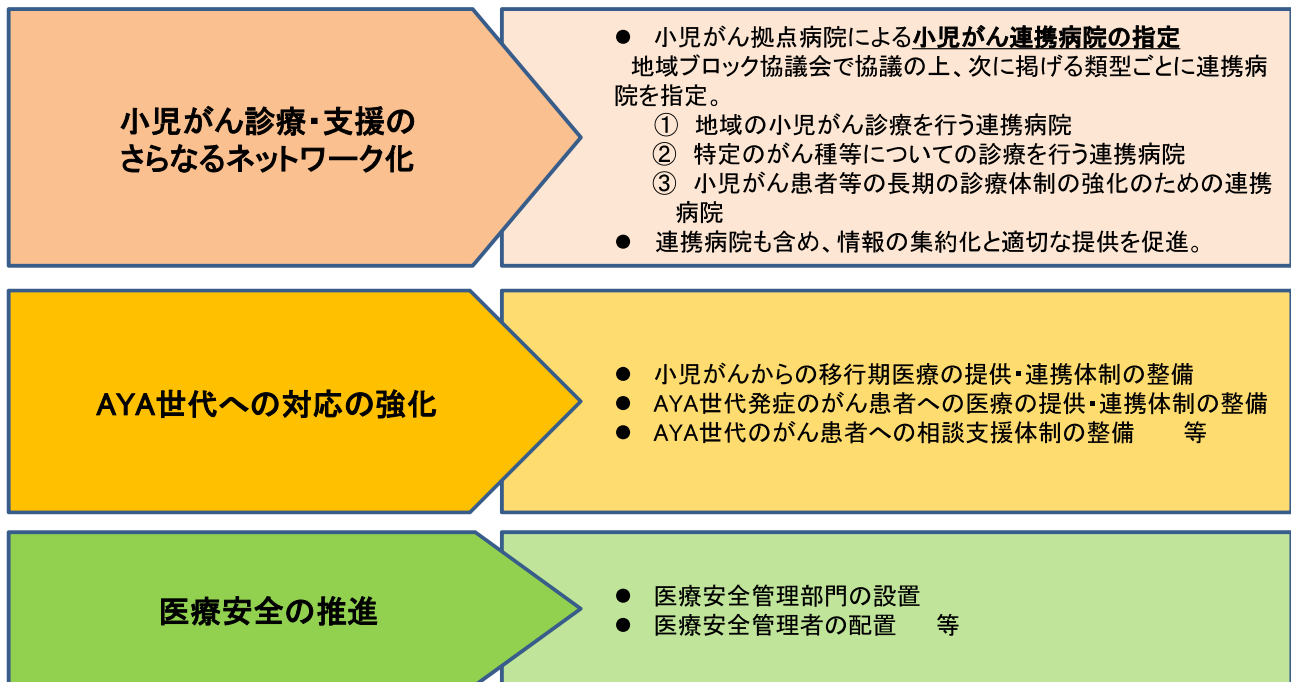
地域小児がん医療提供体制協議会

地域小児がん医療提供体制協議会

平成25年2月指定 ⁴

小児がん拠点病院の指定要件見直しのポイント (平成30年7月31日)

○ 平成29年12月に設置した「小児・AYA世代のがん医療・支援のあり方に関する検討会」の提言を踏まえ、「小児がん診療・支援のさらなるネットワーク化」、「AYA世代への対応の強化」、「医療安全の推進」の3つに重点を置き、指定要件の見直しを行った。



5

小児がん拠点病院の要件概要 (平成30年7月31日見直し)

拠点病院の役割

青文字が主な追加項目

地域における**小児がん医療及び支援を提供する中心施設**として、また、**AYA世代にあるがん患者*
に対しても適切に医療及び支援を提供する施設**として、地域全体の小児・AYA世代のがん医療及び支援の質の向上に資すること、長期フォローアップの体制整備、**小児がん連携病院の指定**を含めた地域医療機関との連携、等の役割を担う。

* AYA (Adolescent and Young Adult) 世代(思春期世代と若年成人世代)にあるがん患者とは、AYA世代で発症したがん患者とAYA世代になった小児がん患者。

拠点病院の要件

- ①診療機能 (集学的治療の提供、カンサーボードの開催、長期フォローアップ体制、**AYA世代にあるがん患者への適切な対応、生殖機能の温存の支援体制、緩和ケアチームの整備、小児がん連携病院や地域医療機関との連携、セカンドオピニオンの実施等**)
- ②診療従事者 (放射線治療医師・診療放射線技師・薬剤師・認定看護師等の配置等)
- ③医療施設 (放射線治療機器の設置、集中治療室の設置等)
- ④診療実績 (**新規症例数年間30例以上**、造血器腫瘍年間10例程度以上、固形腫瘍年間10例度以上)
- ⑤小児がん医療について、外部機関による技術能力についての施設認定を受けた医療施設
- ⑥「**小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会**」を受講した医師及び看護師等医療関係者を配置
- ⑦相談支援センターの設置
- ⑧院内がん登録の実施
- ⑨臨床研究 (臨床研究専門部署の設置*、CRCの配置*等) ※は必須要件ではない。
- ⑩療育環境の整備(保育士の配置、教育支援、プレイルームの整備、長期滞在施設の整備等)
- ⑪**医療安全体制の構築**

6

小児がん拠点病院の選定の方針について

これまでの経緯

平成 30 年 7 月 「小児がん拠点病院の指定要件の見直しに関する報告書」を踏まえて策定された「小児がん拠点病院等の整備について」（平成 30 年 7 月 31 日 健発 0731 第 2 号厚生労働省健康局長通知）（以下、「整備指針」という。）を発出した。

平成 30 年 11 月 整備指針に基づき、10 月より小児がん拠点病院の公募を開始し、全国 25 医療機関より申請があった。

平成 31 年 1 月 整備指針において必須とされる要件を全て満たす 21 医療機関について、構成員による書面評価を実施した。

※ 整備指針において必須とされる要件を満たしていない 4 医療機関については、構成員了解の上、書面評価を行わないこととした。

小児がん拠点病院の選定の方針

整備指針において、「地域バランスも考慮し、当面の間、拠点病院を全国に 10 か所程度整備するものとする」とされていることや、小児がん拠点病院として全国に 15 医療機関が指定されている現状などを踏まえ、以下の方針について、構成員に了解を頂いた。

- 書面評価において 9 番目までの医療機関については、小児がん拠点病院として指定する。
- 書面評価において 10 番目から 17 番目までの医療機関については、より詳細な検討が必要と考えられるため、ヒアリングの対象とし、書面評価およびヒアリングを踏まえ、小児がん拠点病院として指定する医療機関を選定する。
※ヒアリングは書面評価の妥当性確認という位置づけ
- なお、整備指針にあるように、「地域バランスも考慮」して選定する。

指定に係る今後の予定

平成 31 年 2 ～ 3 月頃 小児がん拠点病院の選定結果を各医療機関等に発出。

小児がん拠点病院 評価結果

順位	平均点	識別記号
1	140.2	C
2	133.6	H
3	133.5	P
4	132.1	Q
5	130.9	T
6	128.2	I
7	126.8	M
8	126.1	F
9	125.6	N
10	122.8	K(※)
11	122.3	E(※)
12	119.8	B(※)
13	116.0	J(※)
14	110.7	D(※)
15	106.0	L(※)
16	103.3	G(※)
17	103.1	S(※)
18	92.4	R
19	84.1	A
20	75.2	O
21	72.3	U

(※)本日、非公開部分において、ヒアリングを実施した医療機関

「第8回 小児がん拠点病院の指定に関する検討会」（平成31年2月7日）

本日の検討会で指定すべきとされた医療機関は以下のとおり。

なお、「小児がん拠点病院」はこれを踏まえ、後日、厚生労働大臣が指定する。

No.	所在都道府県	医療機関名
1	北海道	北海道大学病院
2	宮城県	東北大学病院
3	埼玉県	埼玉県立小児医療センター
4	東京都	国立成育医療研究センター
5	東京都	東京都立小児総合医療センター
6	神奈川県	神奈川県立こども医療センター
7	静岡県	静岡県立こども病院
8	愛知県	名古屋大学医学部附属病院
9	三重県	三重大学医学部附属病院
10	京都府	京都大学医学部附属病院
11	京都府	京都府立医科大学附属病院
12	大阪府	大阪市立総合医療センター
13	兵庫県	兵庫県立こども病院
14	広島県	広島大学病院
15	福岡県	九州大学病院